

国住街第 125 号

令和元年 12 月 23 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長



廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法第 51 条ただし書許可に関する  
運用について (技術的助言)

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 51 条の規制の対象となる建築物の敷地の位置については、原則として都市計画において定めることとし、これ以外の場合にあっては、同条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置について特定行政庁による許可を要することとしている。また、当該規制の対象外となる建築物については、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 130 条の 2 の 3 において、敷地の位置の指定を受けることを要しない小規模な処理施設の規模として一定の処理能力等を位置付けているところである。

これに関し、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」 (平成30年12月25日閣議決定) 及び「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」 (令和元年12月23日閣議決定) (別紙 1 参照) において、当該許可の考え方の検討と取組事例の周知を行うこととされたところである。

このため、法第51条ただし書許可にあたり、許可基準策定等による手続きの円滑化の取組事例があったため、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第245条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、別紙 2 及び別紙 3 のとおり周知するとともに、下記の通り通知する。

なお、「建築基準法第51条ただし書き許可に係る運用について (技術的助言)」 (平成24年 3 月 30 日 付 国 住 街 第 255 号) を 周 知 し た と ころ であるが、廃プラスチック類の破碎施設に限らず、当該許可に係る手続きの円滑化を図る観点から、引続き、適切な運用を図られたい。

貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

#### 記

- 1 特定行政庁による法第51条ただし書の規定に基づく許可 (以下、「ただし書許可」という。) に際しては、許可申請に応じた都市計画審議会への速やかな付議などにより、手続きの円滑化、迅速化を図られたい。
- 2 ただし書許可手続きの円滑化及び適正化等を図るため、各地方公共団体の都市計画担当部局及

び産業廃棄物行政主管部局との連携が不可欠である。このため、例えば、都市計画審議会へ付議する予定の法第51条規制対象施設に係る案件の概要や申請時期等に関する情報、都市計画審議会の開催予定等についての情報及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可申請に係る情報等の共有を積極的に図られたい。

なお、本技術的助言の発出と併せて、国土交通省都市局都市計画課長から各地方公共団体の都市計画担当部長あてに別紙4のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から各都道府県・各政令市の産業廃棄物行政主管部（局）あてに別紙5のとおり通知されているので、円滑に連携を図られたい。

以上

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）  
（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）

6 義務付け・枠付けの見直し等

【国土交通省】

（5）建築基準法（昭 25 法 201）

工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限（51条）については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：環境省）

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）  
（令和元年 12 月 23 日閣議決定）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【国土交通省】

（6）建築基準法（昭 25 法 201）

（ii）工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設の位置に対する制限については、51条ただし書許可に係る手続の円滑化に資するよう、許可に係る取組事例を、地方公共団体に令和元年中に通知する。

（関係府省：環境省）